

# 第22期第13回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和4年5月17日（火）15時～  
場所 唐津市水産会館 多目的ホール  
（唐津市海岸通り7182番地217）

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

- |  |           |
|--|-----------|
| (1) 佐賀県資源管理方針の変更（案）について（諮問）                      | P2 ～ P16  |
| (2) 特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更（案）について（協議） | P17 ～ P18 |
| (3) 肥前統括支所における地元産カキの天然採苗試験（ひび建て方式）について（協議）       | P19 ～ P30 |
| (4) 令和5年度漁業権一斉切替について（報告）                         | P31 ～ P36 |
| (5) その他  |           |

水産第674号  
令和4年5月13日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義

佐賀県資源管理方針について（諮問）

佐賀県資源管理方針について、別添案のとおり変更したいので、漁業法第14条第10項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 寺田）

佐賀県資源管理方針（改正後）	佐賀県資源管理方針（改正前）
<p>第1 ～第8 略</p> <p>別紙1-1～4 略</p> <p>別紙1-5 くらまぐろ（小型魚）</p> <p>第1 ～ 第2 略</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準          全量を平成22年（2010年）1月1日から平成24年（2012年）12月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分で按分する。また、<u>管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。</u></p> <p>第4 略</p>	<p>第1 ～第8 略</p> <p>別紙1-1～4 略</p> <p>別紙1-5 くらまぐろ（小型魚）</p> <p>第1 ～ 第2 略</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準          全量を平成22年（2010年）1月1日から平成24年（2012年）12月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分で按分する。また、<u>配分の変更については、あらかじめ配分方法について松浦海区漁業調整委員会に了承を得た形式的類型によって配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聞いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。</u></p> <p>第4 略</p>

<p>別紙 1-6 くらまぐろ (大型魚)</p> <p>第 1～第 2 略</p> <p>第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準        定置漁業および漁船漁業にそれぞれ概ね半量ずつを配分する。また、  <u>管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は</u>  <u>大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実</u>  <u>施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、</u>当該特定水        産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委        員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。</p> <p>第 4 略</p> <p>別紙 1-7 略</p>	<p>別紙 1-6 くらまぐろ (大型魚)</p> <p>第 1～第 2 略</p> <p>第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準        定置漁業および漁船漁業にそれぞれ概ね半量ずつを配分する。また、  <u>配分の変更については、あらかじめ配分方法について松浦海区漁業調</u>  <u>整委員会に了承を得た形式的類型によって配分する場合を除き、それ</u>  <u>ぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、</u>当該特定水産資源        の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の        意見を<u>聞</u>いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。</p> <p>第 4 略</p> <p>別紙 1-7 略</p>
---	---

## ○佐賀県資源管理方針

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第 10 項で準用する同条第 6 項の規定に基づき公表する。

令和 3 年 7 月 1 日

佐賀県知事 山口 祥義

### 第 1 資源管理に関する基本的な事項

#### 1 漁業の状況

本県の水産業は、生産量 78 千トン（平成 30 年）、生産額は 331 億円（平成 29 年）である。また、漁業就業者数は、3,669 人（平成 30 年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

#### 2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

### 第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

### 第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

#### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

#### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

#### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

### 第 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当

てによる管理に移行するものとする。

## 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進

めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

## 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得たうえで、着実に実行していくものとする。

## 3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。

なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

## 4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するように指導するものとする。

## 第7 佐賀県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-7 まさば及びごまさば」までに、それぞれ定めるものとする。

### 附則

この方針は、令和2年12月1日より施行する。

### 附則

この方針は、令和3年1月1日より施行する。

### 附則

この方針は、令和3年4月1日より施行する。

### 附則

この方針は、令和3年7月1日より施行する。

別紙 1 - 1

第 1 特定水産資源  
まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
佐賀県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号第 70 条第 1 号に規定する漁業）、小型まき網漁業（佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号（以下「規則」という。））第 4 条第 1 項第 8 号に規定する漁業）、しき網漁業（規則第 4 条第 1 項第 13 号に規定する漁業）、定置漁業（法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する漁業）、小型定置網漁業（法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する網漁具を移動しないように敷設して営む漁業の一種及び規則第 4 条第 1 項第 18 号に規定する漁業）及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統



別紙 1 - 2

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
佐賀県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 3

第 1 特定水産資源  
さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
佐賀県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県さんま漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 4

第 1 特定水産資源  
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
佐賀県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

② 水域

②の対象とする漁業が、するめいかを採捕する水域

② 対象とする漁業

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 5

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域（省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9

1号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を平成22年(2010年)1月1日から平成24年(2012年)12月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分で按分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

### 第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1 - 6

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

定置漁業および漁船漁業にそれぞれ概ね半量ずつを配分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

### 第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1 - 7

第 1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まさば及びごまさば漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統



水産第 675 号  
令和 4 年(2022 年)5 月 13 日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義

特定水産資源に関する令和 4 管理年度における知事管理  
漁獲可能量の変更(案)について(協議)

このことについて、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 16 条第 5 項の規定  
により、知事管理漁獲可能量を別紙(案)のとおり変更したいので、協議します。

(担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 寺田・萩原)

くろまぐろに関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

15.0トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	4.5トン
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	9.0トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

8.6トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	6.0トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	2.6トン

水産第585号  
令和4年(2022年)5月10日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



肥前統括支所における、地元産カキの天然採苗試験（ひび建て方式）について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀玄海漁業協同組合 代表理事組合長川寄和正から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第4条の規定により貴委員会の意見を求めます。

(担当:農林水産部水産課)

# 試験養殖承認申請書

令和4年4月20日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-23  
佐賀玄海漁業協同組合  
代表理事組合長 川寄 和正

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

## 記

- 1 目的 地元産カキの天然採苗試験（ひび建て方式）
- 2 水産物の名称 カキ類（稚ガキ）
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積  
松区第512号第1種区画漁業権（かき垂下式養殖業）漁場内  
12m×5mの採苗区画を2箇所、計120㎡（別紙1参照）
- 4 養殖期間 試験養殖の承認日より令和5年5月31日
- 5 養殖の方法及び規模  
方法；ホタテ殻垂下連を用いた地元産カキの天然採苗  
規模；12m×5mの採苗区画の2箇所それぞれに縦10m×横3m×高さ2m  
の採苗棚を2基設置し、それぞれの採苗棚にホタテ殻垂下連300本  
設置（別紙2、別紙3参照）

## 添付資料

- （1）理由書
- （2）試験養殖計画書
- （3）漁場位置及び区域図（別紙1）
- （4）試験棚概要図（別紙2、別紙3）
- （5）委託契約書 写し



## 理由書

佐賀県玄海地区の水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化等のさまざまな問題を抱えています。

さらに真珠養殖においては、需要の低迷により漁家所得の向上が見込めない状況となっています。

このため、当地区においては真珠母貝垂下式養殖から、近年、需要が増大しているかき垂下式養殖への転換を進めているところです。

ただし、かき養殖の生産量が増加するにつれて、他海域産カキ稚貝の購入のための費用等も増加し、養殖業者の大きな負担となってきています。

そのため、かきの稚貝を漁場で生産することにより購入費用等を抑え、漁家収入の向上に繋がるものと考えています。

つきましては、かきの稚貝費用を抑え、安定的な養殖を行うために試験養殖を行いたく御許可をいただきたくお願いいたします。

なお、天然採苗試験については、現在、同区画内において昨年6月下旬から本年5月末までの計画で実施しているところですが、天然採苗の効率を高めるため、今回は当該試験より開始時期を早めて実施することにしました。

住 所 佐賀県唐津市海岸通7182番地  
氏 名 佐賀玄海漁業協同組  
代表理事組合長 川寄 和正

# 試験養殖計画書

## 1. 目的

当組合肥前統括支所管内においては真珠母貝垂下式養殖から、近年、需要が増大しているかき垂下式養殖への転換を進めているところである。

かき垂下式養殖への転換を進めるにあたって、夏季の高水温などによる斃死や身入り不足による品質低下が問題となっている。

この問題を解決する一つの手段として、海域特性に合った地元産カキの種カキを採苗し、宮城県等他県産の種カキとの複合的な養殖を実施することにより、夏季の高水温による斃死及び身入り低下リスクの分散と高品質なカキの生産を図る必要がある。

そのための当海域における地元産の種カキの効率的な天然採苗技術の確立していく。

なお、天然採苗試験については、現在、同区画内において昨年6月下旬から本年5月末までの計画で実施しているところであるが、天然採苗の効率を高めるため、今回は当該試験より開始時期を早めて実施することにした。

## 2. 試験の概要

### 1) 漁場図及び区画図

松区第512号(かき垂下式養殖業)漁場内12m×5mの2区画、計120㎡

(別紙1を参照)

### 2) 試験実施期間

試験養殖の承認日～令和5年5月31日(承認日から1ヶ年間)

### 3) 試験方法

ホタテ殻垂下連を用いた地元産カキの天然採苗

### 4) 採苗器の種類および数量

採苗区画の2箇所それぞれに縦10m×横3m×高さ2mの採苗棚を2基設置し、それぞれの採苗棚にホタテ殻垂下連を300連設置

(別紙2参照)

### 5) 試験スケジュール

令和4年6月上旬	・採苗棚及びホタテ殻垂下連の設置
令和4年6月～9月	・天然カキの採苗
令和4年9月～令和5年5月	・中間育成(抑制含む) ・付着天然稚貝の測定(殻長、生残等)
令和5年5月末	・施設の撤去

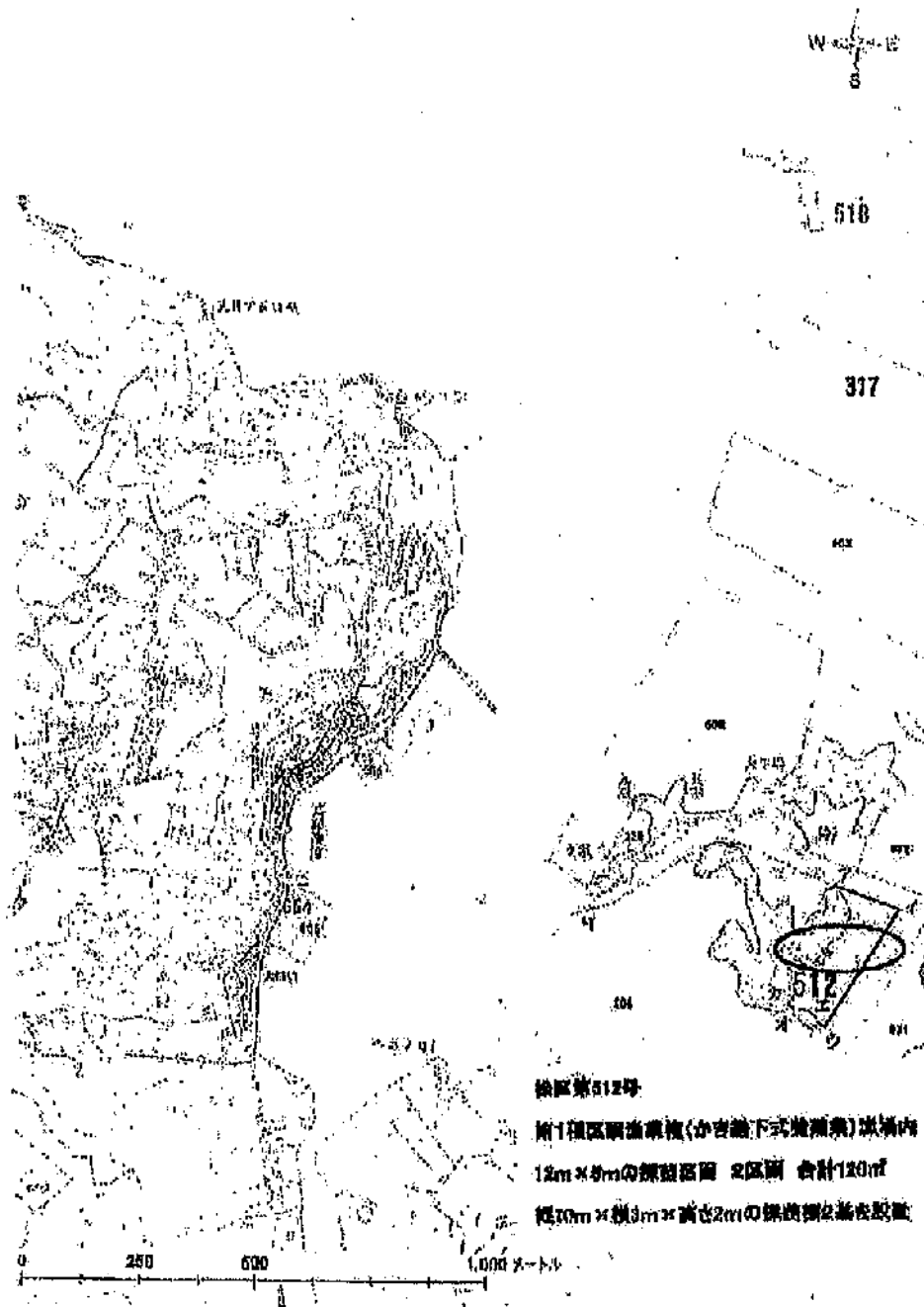
## 3. その他

台風等の接近により流失等の恐れがある場合は、採苗棚の補強・撤去等の措置を迅速に行う。

また、本施設に起因する被害が発生した場合は、当組漁協肥前統括支所が責任を持って対処する。

# 別紙 1

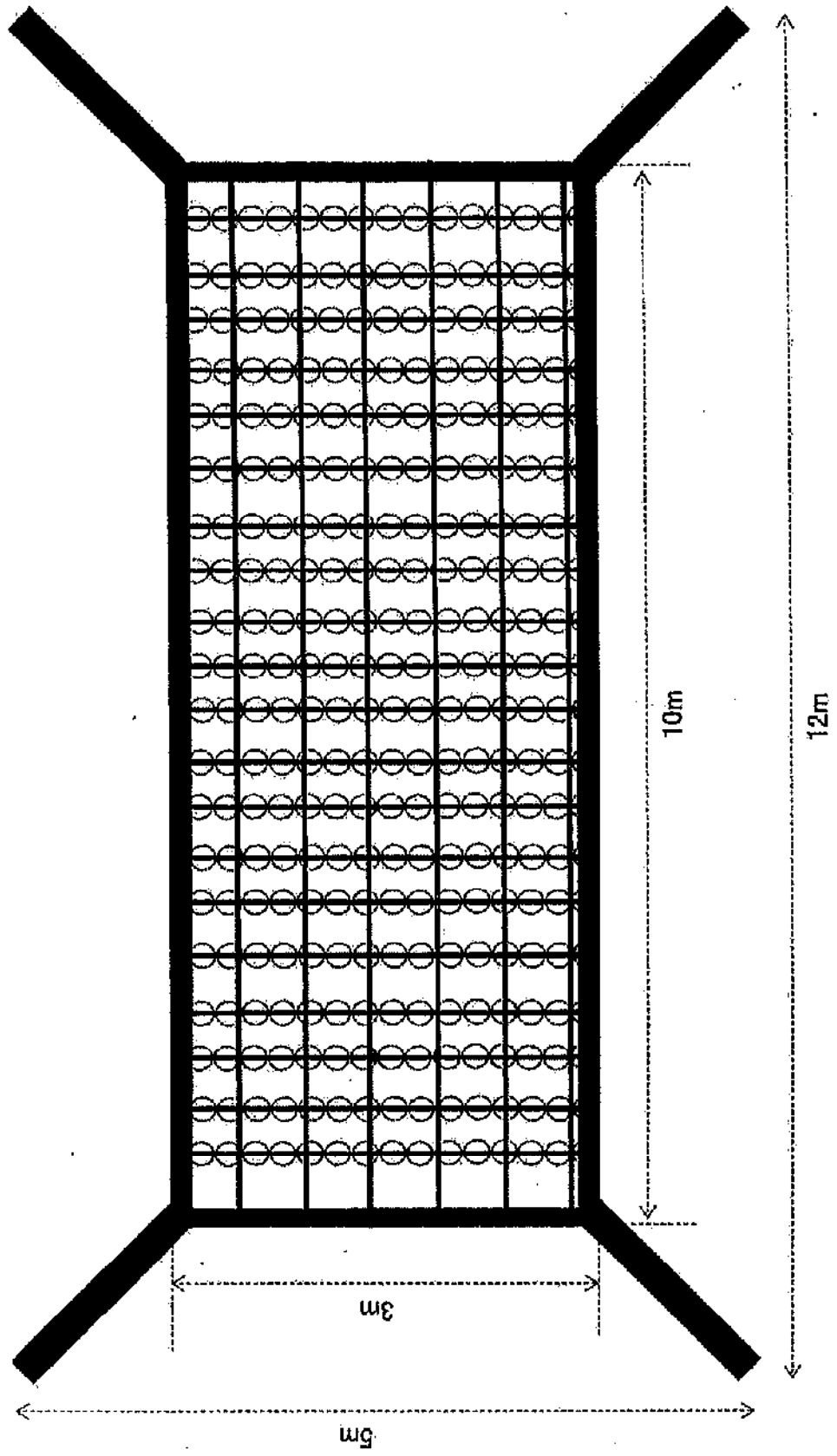
## ○漁場の位置及び区域



# 別紙 2

↑  
北

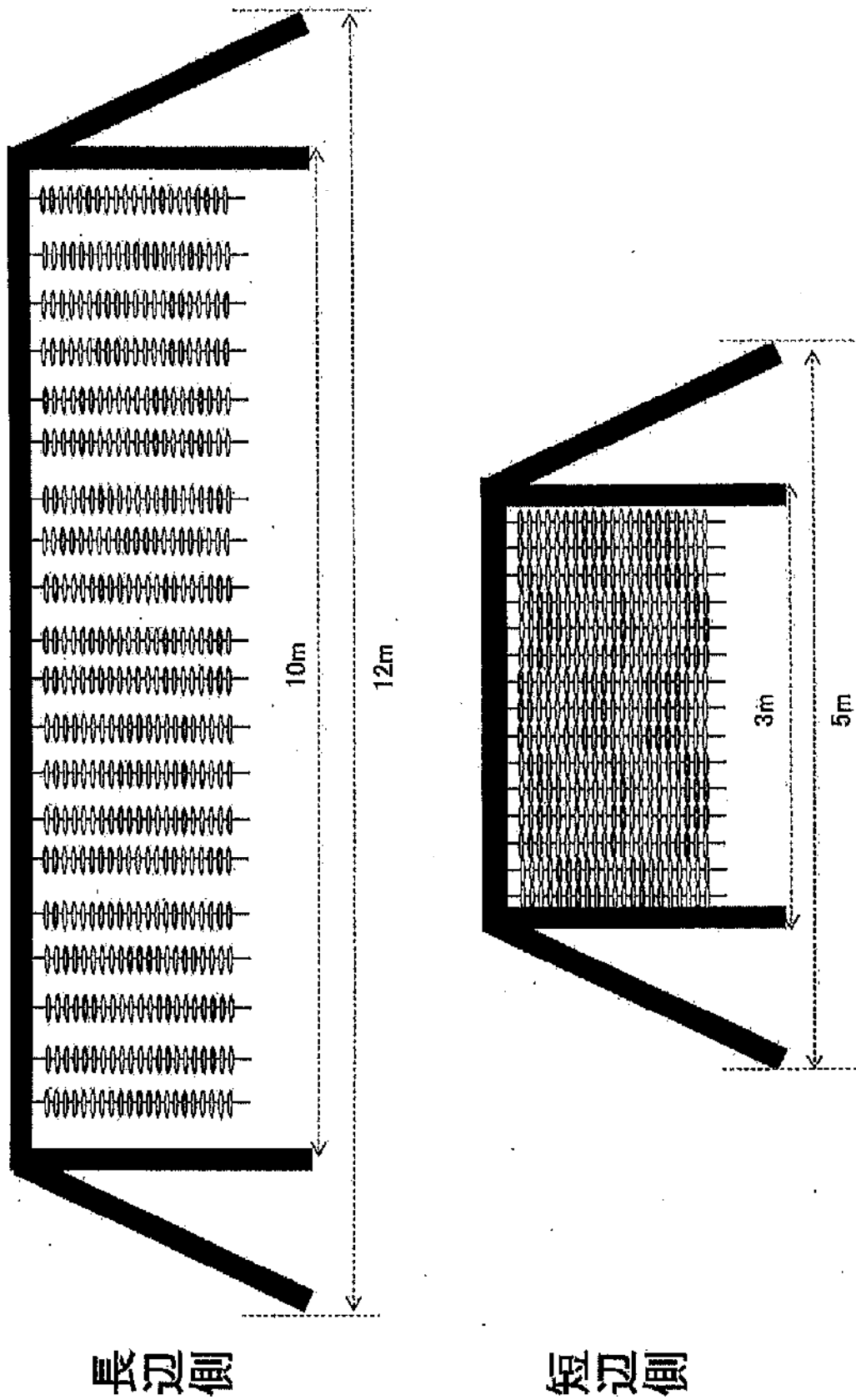
水平図





# 別紙 3

## 垂直図



長辺側

短辺側

# 同意書

松区第 512 号内で実施予定のひび建て試験養殖につきましては同意します。

令和 4 年 4 月 18 日

住 所	氏 名	印
佐賀県唐津市肥前町		
佐賀県唐津市肥前町		
佐賀県唐津市肥前町		

住所は代書可、氏名は代書不可。

住所は番地まで記入すること。

印は鮮明に押印すること。

## 令和4年カキの天然採苗試験養殖業務委託契約書

令和4年試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

- 第1条 甲は、カキの天然採苗試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

- 第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。
- 2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

- 第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

- 第4条 業務の委託期間は、試験養殖の承認日から令和5年5月31日までとする。

（費用負担）

- 第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

- 第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

- 第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。
- (1) 乙がこの契約に違反したとき
- (2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき
- 2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

令和4年4月20日

唐津市長 峰 達 郎 様

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和

試験養殖承認申請書の提出について（依頼）

地元産の稚カキの天然採苗試験（かきひび建て試験養殖）に伴う試験養殖承認申請書につきまして、佐賀県の試験養殖処理要綱第3条第2項の規定に基づき提出いたしますので、佐賀県知事への副申をお願いいたします。

唐農水第148号  
令和4年4月25日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 様

カキ試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和4年4月20日付けで、佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長 川寄和正より、佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所におけるカキ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願いたします。

## 意見書

佐賀県玄海地区の水産業を取り巻く厳しい状況を打開する一つの手段として、カキ垂下式養殖の推進による複合的な漁家経営が重要と認識しております。

しかしながら、カキ養殖の生産量が増加するにつれて、他海域産カキ種苗の購入経費等も増加し、養殖業者の大きな負担となっていると聞いております。

このため、安定的効果的な天然採苗を前提とした地元産カキ種苗の導入による購入経費抑制が重要と考えておりますので、今回の試験養殖の実施について、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

令和4年4月25日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達



## 海面漁業権の一斉切替えについて

### 1 漁業権の種類

行政庁の免許により一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利で、定置、区画、共同の3種があります。

### 2 存続期間

- 令和5年8月31日に共同・定置・区画漁業権が期間満了となるため、新規漁業権を免許します。
- 存続期間は、共同漁業権は10年、定置・区画漁業権は5年です。

### 3 各漁業権について

#### (1) 共同漁業権

- 海面では第1種（あわび漁業、うに漁業等）、第2種（小型定置網漁業等）、第3種（飼付け漁業、築磯漁業等）、第4種（特定海面において営む寄魚漁業等）、第5種（内水面漁業）があります。なお、本県では第4種共同漁業権の免許はされていません。
- 第1種共同漁業権の内容とすることのできる水産動植物の種類は藻類、貝類及び農林水産大臣が指定する定着性の水産動物（なまこ、いせえび等の14種）に限られ、魚類やイカ類などの遊泳するものは内容とすることができません。なお、第1種共同漁業権により生じる権利は、漁業権の内容となっている水産動植物にのみに及びます。

#### 本県の免許状況

漁業の種類	松浦	有明
第1種共同漁業権	23	1
第2種共同漁業権	23	1
第3種共同漁業権	6	2

#### (2) 定置漁業権

- 一定の水面に漁具を定置して営む漁業で、身網の設置場所の最深部が最高潮時で水深27m以上のもの。

#### 本県の免許状況

漁業の種類	松浦	有明
定置漁業権	2	0

### (3) 区画漁業権

- 第1種（のり・わかめ養殖、魚類小割式養殖、かき垂下式養殖）、第2種（くるまえび築堤式養殖）、第3種（あさり地まき式養殖等）があります。なお、本県では第1種区画漁業権のみ免許されています。

#### 本県の免許状況

漁業の種類	松浦	有明
第1種区画漁業権	112	328
第2種区画漁業権	3	0
第3種区画漁業権	4	168

#### 4 免許制度及び主な手続き（下線部は、新漁業法施行に伴い改正された手続き等）

- 漁業権の免許にあたり、都道府県知事は5年ごとに、海区漁場計画を定めます。
- 海区漁場計画は、水産資源の持続的利用の確保や海面の総合的な利用推進のため作成します。
- 海区漁場計画は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないこと、適切かつ有効に活用されている漁業権（活用漁業権）があるときはおおむね等しいと認められる漁業権（類似漁業権）が設定されていること、及び団体漁業権として区画漁業権を設定することが漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること、が必要とされています。
- ※漁業権の免許の優先順位が撤廃されます。現存する漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先しますが、これ以外の場合は地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許します。
- 都道府県知事は海区漁場計画の案を作成しようとするときは、利害関係人の意見を聴かなければならず、聴取した意見を検討し、その結果は公表しなければなりません。
- 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければなりません。
- 海区漁業調整委員会は、海区漁場計画の案に意見を述べようとするとき、公聴会を開き、利害関係人等の意見を聴かなければなりません。



## 参考

### (定義)

第六十条 この章において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。

2 この章において「定置漁業権」とは、定置漁業を営む権利をいい、「区画漁業権」とは、区画漁業を営む権利をいい、「共同漁業権」とは、共同漁業を営む権利をいう。

3 この章において「定置漁業」とは、漁具を定置して営む漁業であつて次に掲げるものをいう。

一 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深二十七メートル（沖縄県にあつては、十五メートル）以上であるもの（瀬戸内海（第一百五十二条第二項に規定する瀬戸内海をいう。）におけるます網漁業並びに陸奥湾（陸奥湾の海面として農林水産大臣の指定するものをいう。）における落とし網漁業及びます網漁業を除く。）

二 北海道においてさけを主たる漁獲物とするもの

4 この章において「区画漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

一 第一種区画漁業 一定の区域内において石、瓦、竹、木その他の物を敷設して営む養殖業

二 第二種区画漁業 土、石、竹、木その他の物によつて囲まれた一定の区域内において営む養殖業

三 第三種区画漁業 一定の区域内において営む養殖業であつて前二号に掲げるもの以外のもの

5 この章において「共同漁業」とは、次に掲げる漁業であつて一定の水面を共同に利用して営むものをいう。

一 第一種共同漁業 藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業

二 第二種共同漁業 海面（海面に準ずる湖沼として農林水産大臣が定めて告示する水面を含む。以下同じ。）のうち農林水産大臣が定めて告示する湖沼に準ずる海面以外の水面（次号及び第四号において「特定海面」という。）において網漁具（えりやな類を含む。）を移動しないように敷設して営む漁業であつて定置漁業以外のもの  
三 第三種共同漁業 特定海面において営む地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（動力漁船を使用するものを除く。）、飼付漁業又はつきいそ漁業（第一号に掲げるものを除く。）

四 第四種共同漁業 特定海面において営む寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業

五 第五種共同漁業 内水面（海面以外の水面をいう。以下同じ。）又は第二号の湖沼に準ずる海面において営む漁業であつて第一号に掲げるもの以外のもの

6 この章において「動力漁船」とは、推進機関を備える船舶であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 専ら漁業に従事する船舶

二 漁業に従事する船舶であつて漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの

- 三 専ら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶
- 四 専ら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締りに従事する船舶であつて漁ろう設備を有するもの
- 7 この章において「入漁権」とは、設定行為に基づき、他人の区画漁業権（その内容たる漁業を自ら営まない漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が免許を受けるものに限る。）又は共同漁業権（以下この章において「団体漁業権」と総称する。）に属する漁場において当該団体漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利をいう。
- 8 この章において「保全活動」とは、水産動植物の生育環境の保全又は改善その他沿岸漁場の保全のための活動であつて農林水産省令で定めるものをいう。
- 9 この章において「保全沿岸漁場」とは、漁業生産力の発展を図るため保全活動の円滑かつ計画的な実施を確保する必要がある沿岸漁場として都道府県知事が定めるものをいう。（海区漁場計画）

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区（第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間（第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別へ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第百六条第四項において同じ。）

ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 保全活動の種類

ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

（海区漁場計画の要件等）

第六十三条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。

二 海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において

「活用漁業権」という。)があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権(次号において「類似漁業権」という。)が設定されていること。

三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。

四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。

六 それぞれの保全沿岸漁場が、海区に設定される漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること。

2 都道府県知事は、海区漁場計画の作成に当たっては、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

(海区漁場計画の作成の手続)

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

6

5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。

7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。

8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

(漁業権の存続期間)

第七十五条 漁業権の存続期間は、免許の日から起算して、区画漁業権（真珠養殖業を内容とするものその他の農林水産省令で定めるものに限る。）及び共同漁業権にあつては十年、その他の漁業権にあつては五年とする。

2 都道府県知事が海区漁場計画又は内水面漁場計画において前項の期間より短い期間を定めた漁業権の存続期間は、同項の規定にかかわらず、当該都道府県知事が定めた期間とする。